

公務員関係判例研究会 平成30年度 第6回会合 議事要旨

1. 日時 平成30年10月18日(木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、木村弁護士、白土弁護士、城石法務省訟務局付、鈴木弁護士(座長)、高田弁護士、竹田弁護士、田中弁護士、中町弁護士、長屋弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 清水内閣審議官、池田内閣参事官、山地調査官、市川争訟専門官、小林争訟専門官

4. 議題: 最近の裁判例の評釈

○ 市販のソフトウェアを違法に複製、販売したことを理由とする懲戒免職処分
の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 懲戒免職処分等取消請求控訴事件(札幌高裁平成28年11月18日判決、判例時報2332号90頁、以下「本件判決」という。)は、北海道公立学校教員(道費負担教職員)としてA中学校で音楽又は特別支援学級を担当していた一般教員であるX(原告・控訴人)が、B社が著作権を有する音楽作成ソフトウェアを、著作権法違反に該当することを認識しながら、無断複製するとともに複製品をインターネットオークションに出品して合計60本を販売し、30万円の利益を得たという非違行為(以下「本件非違行為」という。)を理由に、平成25年、処分行政庁である北海道教育委員会から懲戒免職処分及び退職手当等の全部を支給しないこととする処分(以下、併せて「本件処分等」という。)を受けたため、本件処分等は、いずれも処分行政庁が有する裁量権の範囲を逸脱し又はそれを濫用したものであると主張して、それらの取消しを求めた事案である。

○ 本件の争点は、裁量権の逸脱・濫用の有無である。

○ 本件指針(北海道職員に係る懲戒処分の指針)では、公金及び学校徴収金の横領若しくは窃取の金銭事故は免職、窃盗は免職又は停職とされているところ、著作権法違反は記載されていない。

著作権法上、無断複製及び販売行為は、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金とされている。

○ 一審判決(札幌地裁平成28年6月14日、判例時報2332号95頁)は、本件処分等の裁量権の逸脱・濫用について、本件非違行為に対する量定に当たり、本件指針

の窃盗に関する量定を参照することもできると判示し、プログラム著作物に係る著作権に対する規範意識に重大な悪影響を及ぼしたもので非違行為の態様は悪質であって、動機は私利私欲であり、また、児童生徒や保護者に対する信頼を著しく低下させたとして、裁量権の逸脱・濫用はないとした。

- 本件判決は、本件非違行為に対する判断は、本件指針によることが、平等取扱いの原則及び公正の原則に照らして相当であると判示し、本件非違行為の窃盗類似性について、かなり詳しく検討し、「ソフトウェアの違法コピーは、窃盗とは罪悪感に質的相違があると考えられ、また、社会的非難の質と程度にも大きな相違がある」などとした上で、本件指針の窃盗に対する量定を参考にすることを否定した。また、本件非違行為の態様、動機、結果、影響等が極めて重大とまではいえず、勤務状況が良好であること、懲戒処分歴がないこと、免職処分の重大性等を考慮すると、本件免職処分は社会通念上著しく妥当性を欠き、その裁量権の範囲を逸脱したものとした。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 民間等においても、ソフトの使い回しは多々行われており、業界内で民事の問題として対応されて、刑事事件にはほぼならない。
- 本件指針には、免職又は停職とあるにもかかわらず、なぜ免職を選択したのか、主張からもはっきりせず、疑問である。
- 本件非違行為については、Xが教師であるという特殊なところが大きい。特に、Xは音楽の教員であり、音楽ソフトの違法ダウンロード・アップロードなどの問題について子ども達に教育しなければならない立場の者である。また、そもそも違法コピーしたソフトウェアはプロ仕様の高額なものであるから、提供した先もプロの人の可能性がある。
- 60回万引きしたら免職となるのが相当。著作権の保護は重要。
- 法定犯、著作権法違反というのは産業政策上のものであるから、著作権を保護しようというものと自然犯とは違うということを本件判決は判示している。
- 感覚的には、(著作権は)財産犯であることは間違いないので、一審判決における法定犯と自然犯とは違うという判断が、なぜ違うのかがよく分からない。著作権の保護というのは、これからもっと大事になっていくものであって、むしろ著作権法違反の罰金が(窃盗の罰金より)高いのであるから、厳しくすべき。
- 指針を作る意味は、ある程度機械的に結論が出る、誰が判断してもそれほどばらつきがでないということだと思うが、ぴたっと当てはまる類型がない場合はどうするのか。

一審での処分行政庁の主張も、指針に沿って処分しているのか、あるいは教職員だから厳しくしているのか、その辺がはっきりとしない。

本件判決では、明確に、非違行為に対する判断は指針によるべきだとした上で、本件における指針の適用は誤りだと判示していると思われる。

- 本件指針によるべきだということが、平等・公平の原則によるというのは理解できる。しかし、本件はそういう話ではない。明確に指針に反しているというわけで

はなく、（著作権法違反を）窃盗だといってしまったから駄目だったと思われる。

- 窃盗は免職又は停職とあるのに、免職を選択したことも問題と思われる。
- 本件指針に当たらない場合は別途どうするかを考えるとしなければ、無理して、著作権法違反に近いのは窃盗などと当てはめなければならないのは、窮屈である。
- 本件指針の中に、標準例に掲げられていない非違行為は標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断すると記載されている。この中で参考にするとしたら、窃盗くらいしかない。したがって、窃盗を参考にして、違いを明らかにして処分の合理性を出す方がよい。全く参考にできるものがないから参考にしないではなく、選んだ中で、違いがこうだから処分の違いがこうだと分かるようにすべき。
- そもそも窃盗が参考になるだろうか。Xは、このソフトウェアを購入していて、コピーしただけ。自分の物をコピーする行為が、他人の財物の搾取といえるのか。そう考えると、やはり参考にできるものがないとなってしまうのではないか。
- 参考というときに、厳密にはもちろん違うが、窃盗などに似たところがあるから、窃盗を参考にしたということではないだろうか。
- 結局、慎重に検討して合理性があると主張する場合に、これを参考にして判断しましたと明確に言える方がよい。
- 仮に学校で購入したものを違法コピーしたのであれば、とんでもない話である。自分で購入したものを違法コピーしたというのと事実上全く違う問題である。もしそうであれば、公金公物扱いの問題である。
- Xは、個人でソフトウェアを購入し、個人として違法コピーを出品している。警察の捜査により、Xは教員だったと分かったのであって、教員として本件非違行為をしていたのではないはず。また、学校のパソコンを使って複製行為をしていたわけでもないし、複製したソフトウェアを授業で使用していたわけでもない。

したがって、本件非違行為自体は、教員活動と直接関係がない行為であり、ただ、報道発表されたことで教員に対する信用が失墜されたということである。

その辺りを悪質さがちょっと低いということで、高裁は判断したのではないだろうか。
- 個人で購入した場合で、懲戒処分の量定について相談を受けたとしたら、職務との関連性がないから、免職を選択するとの判断はできないのではないかと考える。逆に、処分行政庁が免職を選択するならば、その理由を詳しく聞くであろう。
- 一度免職された者が教壇に再度立つのは難しい。教員の免職は慎重にしなければならない。なお、本事案は最高裁判決後、停職6月の処分となっている。
- 禁固以上の刑に処せられた者は行政官になれないが、前科照会制度はない。
- 本人に刑事事件の内容を提出する職務命令を出し、応じなければ減点すればよい。
- 刑事事件は、傍聴すれば起訴内容や判決内容が分かる。
- 不起訴になると、本人から刑事事件の内容を言われなければ分からない。
- 服務規程において、刑事事件の捜査を受けた場合の申告義務を課しておけばよい。

(3) 次回会合は、11月15日（木）に開催することとした。